

下野写真協会規約

第1章 総則

(名称)

- 第1条 ①「下野写真協会（略称・下写協）」（以下、本会）と称する。
②英文では SHIMOTSUKE PHOTOGRAPHERS SOCIETY（略称・SPS）という。

(事務局)

- 第2条 事務局は下野新聞社(栃木県宇都宮市昭和 1-8-11)の編集局写真映像部内に置く。

(総会)

- 第3条 本会の議決機関として総会を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第4条 本会は「下野新聞社が地方紙として県民に支持されることを目標とする」との信条に賛同し、栃木県内の写真文化や写真芸術の普及と向上を期し、各種事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業)

- 第5条 ①本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を実施する。
- 1、紙上写真コンテスト
 - 2、写真展
 - 3、講習会・座談会
 - 4、会員懇親会
 - 5、第4条に沿ったその他の事業
- ②本会は、下野新聞社主催のしもつけ写真大賞の事業に協力する。
③会員は、大きな事件事故、大災害などの発生時に現場写真（ニュース写真）をいち早く撮影した場合などは、他メディアに優先して下野新聞社に写真や動画の素材を提供するよう努める。

(事業年度)

- 第6条 事業及び会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第3章 会員

(入会の資格と手続き)

- 第7条 ①入会資格は、栃木県在住または栃木県に活動拠点を置く成人の個人（プロ写真家除く）。
- ②本会の会員になろうとする者は、本会に規定の入会申込書を提出し、入会金（初回のみ）と年会費を支払うものとする。
- ③本規約に基づき本会の役員に就く下野新聞社の役員・社員は、本会の会員とする。

（会費）

- 第8条 ①入会金は1,500（設立初年度のみ1,000円）とする。
- ②年会費は2,000円とする。
- ③下野新聞社は毎年、負担金を拠出する。
- ④事業年度途中の入退会時、入会金や年会費の割引や、月割り日割りに準じた返金などは行わない。
- ⑤必要により臨時会費を総会の議決により徴収する場合がある。

（会員証）

- 第9条 ①会員には、会員カードを発行する。但し会員は、退会時には返却する。また会員はカードの再発行の際には、実費を負担する。
- ②紙上写真コンテストの入選回数、年度賞、「しもつけ写真大賞」の上位入選回数などを基に、会長が認めた会員には、最上級会員カードを発行する。毎年、総会時に交付する。

（会員資格の喪失）

- 第10条 本会の会員で、次の各号のいずれかに該当する者は会員資格を失う。
- 1、退会の意志を表明した者
 - 2、本会の名誉を著しく傷付ける行為をした者
 - 3、年会費を指定する期日までに支払わなかった者
 - 4、死亡したとき

第4章 組織・運営

（役員）

- 第11条 本会に次の役員を置く。
- 1、会長(1人)
 - 2、副会長(2人)
 - 3、役員(若干名)
 - 4、会計監事(2人)
 - 5、顧問(若干名)
 - 6、事務局長(1人)
 - 7、事務局次長(1人)

（職務と選任）

- 第12条 各役員の職務内容と選任方法は次の通りとする。
- 1、会長は、本会を代表して会務を統括し、総会を招集する。下野新聞社の代表取締役社長が就く。
 - 2、副会長は、会長の職務を補佐・代行する。副会長のうち一人は下野新聞社編

集局長が就く。もう一人は役員（第11条3号）の中から会長が選任する。

3、役員（第11条3号）は本会事業の企画運営に当たる。本規定に基づき就任する会長、副会長（編集局長）を除く役員（第11条3号）は、会長が会員の中から候補者を選び、総会の議決を経て決定する。

4、会計監事は会計事務を監査し、監査報告書を作成する。会計監事の一人は下野新聞社経営管理局経理部長が就く。もう一人は、会長が会員の中から候補者を選び、総会の議決を経て決定する。

5、顧問は、本会の運営について必要時に会長に助言する。会長が選任する。

6、事務局長は、本会の事務を処理する。下野新聞社編集局写真映像部長が就く。

7、事務局次長は、事務局長の事務処理を補佐する。下野新聞社編集局総務部長が就く。

(任期)

第13条 ①役員（第11条3号）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結時とする。このうち役員（第11条3号）は活性化を図るなどの理由により、再任を限度とする。また、病気などの理由により、明らかに役員業務遂行に支障を来す場合は、会長から退任の勧告を行うことができる。

②下野新聞社の役員・社員が就任している本会の役員については、下野新聞社の人事異動があった場合、後任者が残りの任期を引き継ぐ。

(総会)

第14条 総会は年1回開催し、議事を審議する。会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催する。総会の議長は会長が務める。

(役員会)

第15条 役員で構成し、総会に提案する議案を審議する。

第5章 補則

(規約改正)

第16条 本規約の改廃は、総会の論議を踏まえ、会長が決定する。

(内規)

第17条 各種事務遂行のために必要な事項について内規を設ける。

附則 本規約は、2018年7月20日から施行する。

下野写真協会規約内規

規約第5条内規（事業）

【紙上写真コンテスト】

- ・年4回、6月、9月、12月、3月の四半期ごとに実施する（設立初年度は12、3月の年2回）。会員から4つ切り（ワイド不可）またはA4で作品（未発表のものに限る）を募り、審査する。期ごとに金賞1点、銀賞2点、銅賞3点の入賞作品を選ぶ。入賞作品は紙面で特集面を設け、講評と共に掲載する。審査は下野新聞社編集局長、写真映像部長らが行う。

【写真展】

- ・紙上写真コンテストの入賞作品や会員からの提供で下野新聞紙面に掲載された写真等を、宇都宮市内等で展示する（展示期間は1週間程度、3月に実施予定）。

【講習会】

- ・プロ写真家による講習会を下野新聞社で行う（不定期）。事前募集する（応募多数の場合は抽選）。

【座談会】

- ・下野新聞社写真映像部の管理職によるミニ講座。初心者～中級者。新聞写真の傾向や撮影裏話など。写真映像部の職場見学も含む。事前募集する（応募多数の場合は抽選）。

【会員懇親会】

- ・希望者を募り、会員懇親会を行う（会費制）。

【会員の写真提供】

- ・会員が大きな事件事故や大災害等の現場写真を提供する場合、下野新聞社は提供者の会員番号、住所、氏名、年齢、連絡先（携帯電話番号）と、紙面化した場合のクレジット（氏名）の掲載の可否を確認する。本会にメール（sps@shimotsuke.co.jp）などで画像（jpg 5メガ程度）を送信してもらうか、下野新聞社の記者・社員がSDカードなどを借り受ける。新聞の速報性という性格上、当日撮影したものを翌日に掲載することが望ましい。また、下野新聞社のWEB上での速報掲載も念頭に対応する。紙面やWEB掲載の場合、下野新聞社の規定に基づき提供者の会員に謝礼（クオカード）を支払う。

【表彰制度】

- ・紙上写真コンテストでは、各期の入賞をポイント制とし、毎年度、合計ポイント上位者を年間賞として表彰する。金賞1人（副賞3万円）、銀賞2人（同2万円）、銅賞3人（同1万円）。

規約第8条内規（会費）

- ・負担金は、本会と下野新聞社が協議し、年度ごとに決定する。規定に基づき本会の役員に就く下野新聞社役員および社員の入会金・年会費等を含む。設立初年度は20万円とする。

規約第15条内規（役員会）

- ・役員会は、事業、経費、役員に関するもののほか、本会の重要事項に関することを扱う。